

検討部会 会議録

会議の名称	第24回 第4検討部会
開催日時	平成20年9月17日(水)18時33分から20時54分
開催場所	川口市職員会館 3階 会議室
出席者	(部会長)三宅部会長 (委員)碓委員、大崎委員、小島委員、團野委員、塀和委員、光田委員、湯本委員、吉澤委員
会議内容	・対話集会の開催について ・素案たたき台について ・起草作業について
会議資料	・対話集会チラシ ・素案たたき台 ・今後のスケジュール
発言内容	<p>対話集会の開催について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前回の運営調整部会(9/8)では、対話集会の開催について概ね了承された。しかし、部会ごとの開催だと部会間の温度差が出てしまうのではないかと懸念が運営調整部会で議論され、広報・PIチームが統一的な進め方を示すこととなった。これにより、懸念されていたことが概ね解消されたと考えられる。</li> <li>・第4検討部会では、まだ対話集회를開催するという結論は出していないが、こうした状況を鑑みると実施してもよいと考えられる。もちろん、メンバーに参加を強制するものではないが、部会としては実施してよいと考えられるかどうか。(部会長)</li> </ul> <p>一同異議なし</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・それでは、対話集会なども踏まえて、今後のスケジュールを事務局から説明してほしい。</li> </ul> <p>[事務局による今後のスケジュールの説明]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スケジュールについて、別の見方をすれば、今後3つの山があると考えられる。1つ目は、素案が確定する(予定の)10月の中旬に設定され</li> </ul>

ている第9回運営調整部会である。2つ目は、起草作業が完了し素案が確定する12月中旬の第10回運営調整部会である。最後の山が1月中旬の全体会で、ここで議会に上程する条例案が確定する。

・1つ目の山の前後で対話集会とパブリックコメントが実施されるので、寄せられた意見は起草作業の中で検討されることになる。(以上、部会長)

・起草作業を担当する組織(以下「起草部会」という。)の役割は、12月中旬の素案確定までか。

1月中旬の素案と解説の作成までとなっている。(事務局)

・第4検討部会担当の対話集会については、部会での承認前の決定で大変恐縮だが10月9日開催とした。(今後のスケジュールや会場の都合など、この日以外では調整がつかなかった。)希望を事前に確認したところでは、堀和委員、吉澤委員、小島委員、そして私(部会長)の4人は少なくとも参加できる。他の委員については、都合がつけば、あるいは希望があればご参加いただきたいと思うが強制ではない。(部会長)

・対話集会の開催方法や進め方について、広報・PIチームではどのように考えているのか。

・進め方のたたき台がない中では、なかなか意見も出ないだろうから、次回の検討部会で進め方のたたき台をもとに意見を出すということにしたい。ただし、検討部会の設置目的はそもそも条例の策定であるため、特に意見がなければつっこんで議論する必要がないと思っている。

(部会長)

・広報・PIチームは5人と少人数であるため、可能であれば対話集会ではこうした意見や質問が出るのではないかといい想定質問などをいただければありがたい。また、対話集会の進め方についてもこの場で議論したいと思っている。さらに、戸塚地区に知り合いがいいるのであれば、お声掛けいただき集客にご協力いただきたい。

・事務局では、市民フォーラムで対話集会のチラシを配布した。チラシは地区の公民館にも置く予定である。さらに、対話集会の案内を公民館報にも掲載する予定である。(事務局)

・自治基本条例とは何か、なぜ必要か、市民参加とはどういうことかなどの質問が出ると思う。

・最高規範性の観点から、自治基本条例は他の条例を上回るものか、という質問が考えられる。さらに、他の自治体で自治基本条例がどのように役立ったのかという質問が出るかと思う。

自治基本条例を制定したことによって「市民参加が増えた」、「行政の透明性が高まった」などを明確に示せるところはまだないと思う。ただし、川崎市のように、自治基本条例によって住民投票制度や区民会議制度などの新しい制度が整えられたという例はいくつもある。(事務局)

他市の例などで、明確な効果があったことをはっきりと示すことができない以上、各委員が市民参加等の活性化などを自治基本条例に期待しているということをそのまま示すほうが良心的ではないか。(部会長)

・先日の市民フォーラムで編集委員会の委員長が素々案たたき台の表現について、今後の議論でどのように変わるか注目しているという発言があったが、例え対話集会やパブリックコメントなどで市民の意見が寄せられても、修正は許されないという牽制のように聞こえた。今後、市民の意見などを元にした素案の変更はできないのか。

素案の段階で対話集会やパブリックコメントを実施するのは、素案が変更可能であることが前提である。当然、起草作業の中で必要に応じて市民の声を元にした修正も考えられる。(部会長)

・市民フォーラムでのアンケート結果をどのように取り扱うのか。また、対話集会はどのような部屋でどのようなレイアウトでやるのかも知りたい。

この点については、広報・PIチームで議論していただきたい。(部会長)

素々案たたき台について

・素々案のたたき台 について、編集委員からご説明いただきたい。

[編集委員による素々案たたき台の説明]

・付け加えるならば、編集委員会では、市民に分かりやすくシンプルな条文とするのか、権力の統制を重視して細かく規定するのが論点の1つ

にあった。

- ・たたき台 について補足的に説明すると、まず、名称については「川口市基本条例」に賛成する意見が多かったように思う。前文については、第1 検討部会の対案として短いものを作成したので、それを今後の編集委員会で提示したい。地域のビジョンが全て削除である点は、川口らしさを条例に表すという観点からいえば、個人的には寂しいように思っている。市民については権利のみを規定しているが、責務の規定がない点はバランスが悪いように思う。職員の能力向上については市長のパートで規定してもよいのではないかと、市民オンブズマンについてはまだまだ検討が必要な段階だと思っている。

地域のビジョンについては、「川口市の沿革、ものづくり」と「未来への責任」に関する文章を前文ないし本文のどこかに盛り込めないか検討が必要である。(たたき台での提案)

市民の責務については、コミュニティでの責務に加えて、市政参加への責務があるかどうか、今後も検討部会で議論していただきたい。

オンブズマンと運用検証委員会については、設置する場合のコストや目的、効果についてきちんと検討をする必要があり、編集委員会でも議論しているが、検討部会からも意見をいただきたい部分である。

- ・財政運営について、他の自治体では入札制度について規定するところもあるようだ。こうした点も論点の1つだと思う。

- ・では、たたき台 に対する意見等は、次回の検討部会で伺いたい。  
( 部会長 )

- ・地方自治法では、解職請求権などの直接的な市政参加の権利（直接参政権）が規定されているが、こうした権利をなぜ自治基本条例に盛り込まないのか疑問に思っているがどうか。

なぜ他市で規定していないのかは分からないが、自治法で規定されている内容を再度条例で言及してもいいとは思っている。

しかし、法令に書かれていることを再度条例で規定しても効力が変わる訳ではないため、法律に書かれていないことに限定して規定を設けたほうが分かりやすいと思う。この点は、分かりやすい条例を志向する第4 検討部会の趣旨であり、以前にも確認している内容である。

- ( 以上、部会長 )

・法律で既に規定されていても、市長、議会、職員に対するいわば「牽制権」であるため、直接請求権については自治基本条例に載せるべきだと考えている。協働の概念についても分かりにくいと思う。さらに、オンブズマンについては、行政から独立した存在であるべきだと思っており、条例に規定されることによって独立性が薄れるように思う。

・行政評価がきちんと行われれば、オンブズマン制度は要らないと思うがどうか。

他市ではオンブズマンを設置しているところもあるが、必ずしもうまくいっていない例があるのも確かだ。ここでは、設置の是非について結論が出なかったため、たたき台には残している。

・いくつか意見をいただいたが、次回、条例の内容について集中して議論したいと思う。なお、部会での意見は取りまとめないので、自由にご発言いただきたい。(部会長)

#### 起草作業について

・素案を元にして素案を作成するため、起草部会の設置の必要性が運営調整部会で議論された。運営調整部会では、起草部会のメンバーは部会間の対立構造を避けるため3～4人とし、さらに事務局と法制担当も加わることが提案されている。その中に編集委員会のメンバーを入れるか、全く新しいメンバーとするか、さらにパブリックコメント等の意見はどう反映させるかなどについて、各部会から意見をいただくこととなった。

・なお、起草部会には議員は入らないということが確認されている。

・そして、各部会からの意見がまとまらない場合は、運営調整部会の正副部会長と編集委員会委員長で決めることとなった。

・起草部会の人数は4名とし、編集委員会の正副委員長(3人)から2名、その他から2名というのはどうか。

・起草作業はプロフェッショナルの領域だと思うので、人数に拘るのではなく委員長と各部会の部会長が参加すればいいと思う。ただし、これは素案が確定した後の話であって、素案から素案を作成する過程では市民の参加があったほうがいいと考えている。

	<p>・では、次回も引き続き、対話集会、素々案たたき台、起草部会について検討したい。(部会長)</p>
次回以降日程	9月25日(木)18時30分～